(新日対照条文一覧) 産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和三年政令第二百十九号)(附則	○産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(新旧文形含了一覧)
(附則第二	• • 1	

• 6

項関係)

(事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律) (事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律は 一〜十 (略) 一〜十 (略)	十二~十四 (略) 特所究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律) (削る) 十二~十四 (略)	関する法律(平成八年法律第九十五号)とする。 九項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等にび第十九条第十三号を除き、以下「法」という。)第二条第十第一条 産業競争力強化法(第六条第十四号、第十条第十四号及(事業再生から除外する手続)	改正案
十一 株式会社日本政策金融公庫法第十条 法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は第十条 法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は律)	十三〜十五 (略) 中三〜十五 (略) 十三〜十五 (略) 十三〜十五 (略) 十三〜十五 (略) 十三〜十五 (略) 十三〜十五 (略) 十三〜十五 (略)	関する法律(平成八年法律第九十五号)とする。九項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等にび第十九条第十三号を除き、以下「法」という。)第二条第十第一条 産業競争力強化法(第六条第十五号、第十条第十四号及(事業再生から除外する手続)	現行

二~十四(略

(認定事業再編関連措置)

る措置とする。 ポ十六条 法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げ

(町)

の借入れを必要とするもの(前号に掲げるものを除く。)おいて同じ。)のための措置であって、その実施に長期資金七項に規定する事業再編をいう。第三十五条第一項第二号に上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(同条第十二 生産性向上設備等(法第二条第十八項に規定する生産性向二

事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

三条第 定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、 をいう。 及び無担保保険 令第三百五十号) 六九パーセント(手形割引等特殊保証 た借入れの期間 (中小企業信用保険法 項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条 び 次条及び第三十条において同じ。)一年につき、普通保険 第三十条において同じ。 一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。) 次条及び第二十九条において同じ。)にあっては一・ 法第五十二条第三項の政令で定める率は、保証をし (同法第三条の二第一項に規定する無担保保険 (中小企業信用保険法施行令 第二条第一項に規定する借入れの期間をいう)及び当座貸越し特殊保証 (昭和二十五年法律第二百六十四号) 第 の場合は (同令第二条第一項に規 (昭和二十五年政 四四パ (同令第二条第 次条及び第三 セン

十二~十四 (略

(認定事業再編関連措置)

る措置とする。 第十六条 法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げ

(略)

の借入れを必要とするもの(前号に掲げるものを除く。)おいて同じ。)のための措置であって、その実施に長期資金七項に規定する事業再編をいう。第三十四条第一項第二号に上設備等をいう。)の導入と併せて行う事業再編(同条第十上設備等(決第二条第十八項に規定する生産性向

(事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

第二十一条 をいう。次条及び第二十八条において同じ。)にあっては一・ 及び無担保保険 三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。) 令第三百五十号) た借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年 条及び第 第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。 十九条において同じ。)及び当座貸越し特殊保証 定する手形割引等特殊保証をいう。 六九パーセント(手形割引等特殊保証 (中小企業信用保険法 (昭和二十五年法律第二百六十四号) 次条及び第二十九条において同じ。)一年につき、 法第五十二条第三項の政令で定める率は、 一十九条において同じ。 (同法第三条の二第一項に規定する無担保保険 第二条第一項に規定する借入れの期間をいう の場合は、 以下この条、 (同令第二条第 以下この条、 · 四 四 次条及び第一 (同令第二条 普通保険 保証 項に規 第

○・三四パーセント)とする。
○・三四パーセント)とする。
□保険をいう。次条において同じ。)にあっては○・四パーセト)、特別小口保険(同法第三条の三第一項に規定する特別小

(場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用)

する。 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 第一号、第三百二十五条の四第二項及び第三百二十五条の七の な替えて適用する場合における同法第三百二十五条の三第一項 する。

の四第二項各号第三百二十五条	別の三第一項第一項第一
四号までに掲げる同項第一号から第	事項
六十六条第二項の規産業競争力強化法第	産業競争力強化法 (平成二十五年法律 (平成二十五年法律 方条第二百九十八条 第一項各号に掲げる 第一項各号に掲げる 第一項各号に掲げる がる事項その他経済産業 める事項

、〇・三四パーセント)とする。セント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は小口保険をいう。次条において同じ。)にあっては〇・四パーント)、特別小口保険(同法第三条の三第一項に規定する特別

新設)

る場合に限る。) 」	る五場条		
号まで(第三百二十	- 1	から第四号まで」	
項第一号から第四	<u> </u>	用する同項第一号	
第二百九十八条第一		十五条において準	
号まで」とあるのは	<u> </u>	るのは「第三百一	
項第一号から第四	<u> </u>	第四号まで」とあ	の七
第二百九十八条第		「同項第一号から	第三百二十五条
定める事項	定め		
業省令・法務省令で	業省		
る事項その他経済産	る事		
ら第四号までに掲げ	ら第		
八条第一項第一号か	八条		
適用する第二百九十	適用		
定により読み替えて	定に	事項	列記以外の部分

第二十四条·第二十五条 (略)

条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる第二十六条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十八(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

一・二 (略)者につき経済産業大臣が任命する。

三 対象会社(機構が法第百十二条第一項の規定により譲受け

第二十三条・第二十四条(略)

条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる第二十五条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十七(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

一・二 (略) 者につき経済産業大臣が任命する。

対象会社(機構が法第百十二条第一項の規定により譲受け

閣総理大臣である場合にあっては、 管理する行政事務をつかさどる機関たる各省 十八条第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分担 とする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二 十八条第二項において「担当府省」という。)の職員 十七項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二 又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行おう 内閣府。 第三項及び第二 (当該大臣が内 一人

四 • 五 (略)

2 • (略)

一十七条・第二十八条 略

創 業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例)

一十九条・第三十条

略

第三十 協議会(以下この条及び第三十四条において「協議会」という) の委員は、 (中小企業再生支援協議会の組織 一 条 法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援 五人以上でなければならない。

2 \(\) (略)

5 関をいう。 議会の事務局を置く。 認定支援機関 第三十三条及び第三十四条において同じ。)に、 十三条及び第三十四条において同じ。)に、協(法第百三十四条第二項に規定する認定支援機

一条~第三十五条 略

> 閣総理大臣である場合にあっては、 管理する行政事務をつかさどる機関たる各省 とする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二 十七条第二項において「担当府省」という。)の職員 十七条第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分担 十七項に規定する特定政府出資会社をいう。 又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行おう 内閣府。 第三項及び第一 第三項及び第二 (当該大臣が内

四 • 五 (略)

2 • (略)

第二十六条・第二十七条 略

(創業関連保証に係る中 小企業信用保険法の特例

第二十八条・第二十九条

(略)

(中小企業再生支援協議会の組織

第三十条 0 議会(以下この条及び第三十三条において「協議会」という)の委員は、 法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協 五人以上でなければならない。

 $\frac{2}{4}$ (略)

5 議会の事務局を置く。 関をいう。第三十二条及び第三十三条において同じ。)に、 認定支援機関(法第百三十四条第二項に規定する認定支援機 協

第 三十 条~第三十四条 略

ント」とあるのは「〇・三四パーセント」とする。	セント」とする。
ーセント」とあるのは「○・四パーセント」と、「○・二五パ	パーセント」と、「○・二五パーセント」とあるのは「○・三
行令第二十九条の規定の適用については、同条中「○・二九パ	ついては、同条中「○・二九パーセント」とあるのは「○・四
係についての第一条の規定による改正後の産業競争力強化法施	係についての産業競争力強化法施行令第三十条の規定の適用に
立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関	立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関
法(平成十一年法律第十八号)第四条の規定の適用を受けて成	法(平成十一年法律第十八号)第四条の規定の適用を受けて成
掲げる改正規定を除く。)による改正前の中小企業等経営強化	掲げる改正規定を除く。)による改正前の中小企業等経営強化
とみなされた改正法第四条の規定(改正法附則第一条第四号に	とみなされた改正法第四条の規定(改正法附則第一条第四号に
立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係	立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係
正後の産業競争力強化法第百二十九条の規定の適用を受けて成	正後の産業競争力強化法第百二十九条の規定の適用を受けて成
2 改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改	2 改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改
措置)	措置)
(創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過	(創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過
附則	附則
現行	改 正 案